

1 これまでの経緯

- 本市では、昭和39(1964)年度から校庭、体育館、特別教室等の学校施設を、学校教育に支障のない範囲で市民に開放
- 学校施設は、学校教育のための目的施設であると同時に、地域における活動の拠点として、市民共有の貴重な財産
- 特別教室等の利用頻度が低いことから、これまでに新たな活用方法について、様々な取組を実施
- 令和6(2024)年2月に「学校施設の更なる有効活用に向けた実施方針」を策定



今後の取組に向けた基本コンセプト

- ①もっと使ってもらおう ②使いやすくする ③みんなで使う

2 もっと使ってもらおうための取組

取組1 情報発信の強化

- 学校施設が使えることを知らない市民に対して、「学校施設が使える」といった情報をより強く発信していく必要
⇒発信した情報が市民にきちんと届くためには、その情報が**分かりやすいものであることが重要**
- 定期的な利用と一時的な利用の2つを主な入口として、**学校施設を利用する際の制度や手続をできる限り整理・統合**
- 使いたい市民と使える学校施設のマッチング等の支援



【現在の学校施設を利用する際の制度等（イメージ）】

	平日	土日・休日・長期休業期間
授業時間	学校教育 校庭 体育館 特別教室等	
放課後	学校特別開放 その他 ・地域の寺子屋事業 ・わくわくプラザ事業等 校庭 体育館 特別教室等 部活動 (中学校のみ) みんなの校庭プロジェクト	学校施設開放 (学校施設有効活用事業) 校庭 体育館
夜間	校庭夜間開放 その他 学校特別開放	Kawasaki教室シェアリング 特別教室等 校庭 体育館 ・地域の寺子屋事業 ・わくわくプラザ事業 ・幼稚園や保育園の運動会 ・町内会やPTA等の利用 等

【今後の学校施設を利用する際の制度等（イメージ）】

	平日	土日・休日・長期休業期間
授業時間	学校教育及び教育委員会又は川崎市による利用	
放課後	行事等の一時的な利用 学校施設開放 校庭 体育館 武道場 特別教室	
夜間		

学校施設有効活用事業について

3 使いやすくするための取組

取組2 予約システム及びスマートロック等の導入

- ICTを活用して、**利用手続や鍵の受け渡しといった負担を軽減**するとともに、**紙による処理を削減**
- 各学校に**スマートロック機能付きのキーボックスを設置**、**位置情報を確認できる機能を搭載したキーホルダー**を調達
- 予約システム等の導入当初 (R7(2025).2.1~R8(2026).3.31) には、**コールセンター**を設置



セコムキーホルダー (仮称)
製品サイズ：約35x36x123mm



■ … 紙による処理

【現在の利用手続等】

	利用登録	減免登録	利用調整	支払	利用申込	利用	報告
利用者	申請 → 登録証受領	申請 → 通知書受領	利用調整会議	利用券購入	申請 → 許可書受領	鍵受領 → 利用 → 鍵返却	利用報告
施設開放運営委員会 (学校含む)	確認 → 登録証交付	確認 → 通知書交付		鍵貸出 → 鍵受領	確認 → 許可書交付	学校別集計	
教育委員会事務局	審査 → 登録証発出	審査 → 通知書発出		審査 → 許可書発出	全市集計		

■ … オンラインによる処理

【今後の利用手続等】

	利用兼減免登録	利用調整	利用申込	利用	報告
利用者	申請 → 通知受領	利用調整会議	利用申請 → 支払 → 暗証番号受領	キーボックス解錠 → 扉等解錠 → 利用 → 扉等施錠 → キーボックス解錠	
施設開放運営委員会 (学校含む)	審査 → 許可通知		全市集計		
教育委員会事務局	審査 → 許可通知		全市集計		

負担軽減

学校施設有効活用事業について

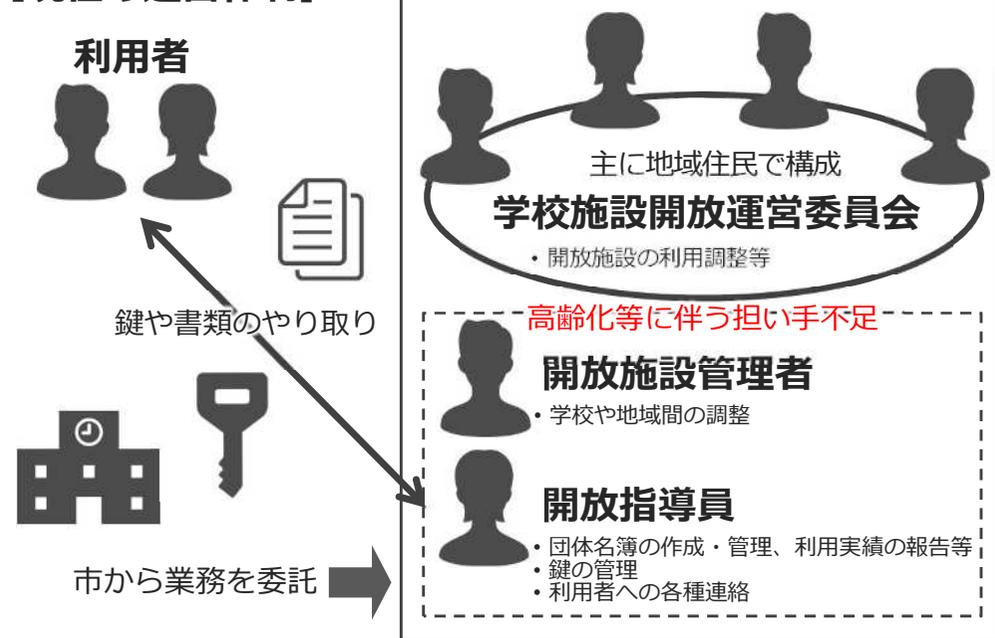
4 みんなで使うための取組

取組3 運営体制等の見直し

- 学校施設開放運営委員会を基本とした運営体制を継続しつつ、これまで担ってきた業務の大半は予約システム等が担うため、現状の業務委託を見直す。
- 引き続き学校施設開放運営委員会が担う必要がある役割については、利用者ではない地域住民に依存した現行の運営体制から、利用者による相互協力を前提とした仕組みへ順次移行することで、持続可能なものとする。



【現在の運営体制】



【今後の運営体制】



取組4 利用調整の基本的な配慮順

- これまで各学校施設開放運営委員会に利用調整を委ねていたが、今後の運営体制等の見直しに伴い、教育委員会事務局としての基本的な配慮順を次のとおり示す。

配慮順	対象となる活動	具体例
1	主に学区内の児童生徒を対象とした活動	当該学校の児童が主なメンバーの少年野球やミニバス、子ども会、読書会など
2	主に学区内の児童生徒以外を対象とした活動	当該学校のPTA、学区内の町内会・自治会が主なメンバーのバレーボールや会合など
3	主に学区外 ^外 の児童生徒を対象とした活動	他校の児童生徒が主なメンバーのスポーツ教室や合唱、自習スペースの提供など
4	主に学区外 ^外 の児童生徒以外を対象とした活動	学区外の大人が主なメンバーのソフトボールやフットサル、演劇など

学校施設有効活用事業について

5 使用料の考え方

考え方1 原価算定の対象経費

- 予約システムの導入等、本事業の運営等に伴う**共通経費**については、**全ての利用者が公平に負担する基礎的な部分**とする。
- **トイレ、手洗い等の水道料**については、料金単価が全校共通であるため、1時間当たりの**水道使用量を検討した上で算出**する。
- **照明及び空調の電気料**については、**全校調査を行った上で算出**する。

考え方2 減免の取扱い

- 現在の対象者である「子どもの健全育成を目的とした団体」及び「障害者の社会参加等を目的とした団体」は、引き続き減免の対象とする。
- 「電気料」及び「水道料」は、引き続き減免の対象経費とする。
- 「夜間校庭の利用に伴う照明の電気料」は、本事業のために設置された照明の使用に伴う経費であるため、引き続き減免の対象外とする。

【現在の施設種別ごとの対象経費】 ※点線赤枠内は減免対象部分

昼間校庭	夜間校庭	体育館	武道場	特別教室
		照明		
なし	照明	M、手洗い等	なし	なし

考え方3 使用料の算出及び設定

- 受益者負担と公費負担の割合は、本事業と同様の目的を達成するために市民の利用に供している教育文化会館及び市民館等における受益者負担割合(25%程度)を参考とする。
- 全校調査の実施結果等を踏まえながら、市の使用料・手数料の設定基準に基づき、**施設種別(昼間校庭、夜間校庭、体育館、武道場、特別教室の5種)ごとに1時間当たりの使用料を算出**する。
- なお、現在の体育館使用料の額は、各校の環境条件(灯具の種類等に応じた使用電力量)に応じて個別に設定(1時間当たり150円~500円)しているが、新たな使用料は**施設種別ごとに全校一律の額**とし、異なる学校の利用者間における不公平感を解消するとともに、分かりやすい料金体系とする。
- 具体的な使用料の額等は、令和6(2024)年11月(予定)に改めて教育委員会会議及び文教委員会に報告した後、同年12月に教育委員会で規則改正等を行う。

【今後の施設種別ごとの対象経費】 ※点線赤枠内は減免対象部分

昼間校庭	夜間校庭	体育館	武道場	特別教室
				空調
	照明	照明	照明	照明
M、手洗い等	M、手洗い等	M、手洗い等	M、手洗い等	M、手洗い等
共通	共通	共通	共通	共通

6 令和6(2024)年度の主なスケジュール

※実証実験実施校(小杉小、高津小、菅小、臨港中、御幸中)は、R7.2分から新たな運用を先行開始

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
使用料関係	全校調査	算出	教委	文教	教委	公布	(新たな使用料はR7.4以降の利用に適用)
システム関係	システム構築、キーボックス設置、動作確認等				利用者登録受付		R7.4分利用申請
周知関係		開放委向け説明会	市政だより等		利用者向け説明会(8回)		
運用関係	コールセンター構築準備等				夜間校庭一時利用停止(1月臨港中、2~3月他6校)		コールセンター稼働(~R8.3.31)